20230113 改訂

裏面あり

税理士法人　合同経営会計事務所

適格請求書発行事業者登録の確認書

令和５年 10 月 1 日から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が予定され、「適格請求書発行事業者」となるためには、税務署長に対して登録申請が必要となります。また、「適格請求書発行事業者」として登録申請した際は、**免税事業者であっても強制的に課税事業者となり、消費税の申告及び納税が必要**となります。

つきましては、「適格請求書発行事業者」の登録につきまして、下記のとおり確認をお願いします。

記

１　適格請求書発行事業者の登録について

登録する（課税事業者）　・　登録しない

２　適格請求書発行事業者の登録時期について

早急に　・　令和　　年　　月　　頃　予定

３　簡易課税制度選択届出書について

提出する　・　提出しない（できない）　・　提出済　・　後日検討

４　ご留意

令和５年 10 月１日から適格請求書発行事業者となるためには、原則として令和５年３月 31 日までに登録申請が必要となります。また、免税事業者の簡易課税制度への移行措置が新たに設けられていますので、申告時に改めて「簡易課税制度選択届出書」を提出するかどうかの選択が可能です。

上記及び裏面のとおり確認しました。　　令和　　年　　月　　日

会社名（事業所名）

代表者氏名（自署又は印）　　㊞

20230113 改訂

表面あり

「適格請求書発行事業者」登録申請に係る注意事項

「適格請求書発行事業者」の登録につきまして、次の注意事項をご確認頂き、☐欄に☑をお願いします。

【共通事項】

☐ 登録申請の提出は登録希望日の 15 日前までに提出が必要

☐ 登録申請を提出した場合は基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下になっても免税事業者にはならない

☐ 登録申請を提出した場合は求めに応じて適格請求書等を交付する義務、交付した適格請求書の写しを交付した日の属する課税期間の末日の翌日から２月を経過した日から 7 年間保存する義務等がある

☐ 個人事業者の場合は「屋号」「通称又は旧姓」「主たる事務所の所在地」等の公表が可能である

【免税事業者が登録する場合】

☐ 消費税等の申告が令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間において、事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、当該課税標準額に対する消費税額の 2 割を納付税額とすることができる（以下「2 割特例」という）

☐ 上記「2 割特例」の適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができる

☐ 上記「2 割特例」の適用を受けられる課税期間においては、申告時点に届出がされている有利な計算方法（2 割特例か本則課税又は簡易課税）による選択が可能である

☐ 令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間に、登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができる経過措置の適用を受けた場合、登録を受けた日から 2 年を経過する日の属する課税期間の末日までは免税事業者となることはできない

☐ 登録を取消して免税事業者になる場合は「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出する必要がある（※下記参照）

【登録申請をしない場合】

☐ 取引先が消費税等を一般課税方式で申告している場合は仕入税額控除ができない（経過措置として令和 8 年 9 月 30 日までは 80%、令和 11 年 9 月 30 日までは 50%仕入税額控除可能）

☐ 取引価額について値引きを要請されることがある

☐ 適格請求書は発行できず誤認される書類の交付は禁止、違反すれば罰則規定がある

【※登録取消しを求める場合の手続上の留意点】

☐ 取り消したい課税期間の初日から起算して 15 日前の日までに提出した場合届出書を提出した日の属する課税期間の「翌」課税期間から失効